

改 正	現 行
<p>公共情報コモンズ®サービス利用規約</p> <p><u>平成 27 年 5 月 〇 日改正 第 1.5 版</u></p> <p>「公共情報コモンズ」は一般財団法人マルチメディア振興センターの登録商標です。(登録第 5 3 4 8 9 6 9 号)</p> <p>第 1 章 総則 (サービス規約の適用)</p> <p>第 1 条 一般財団法人マルチメディア振興センター(以下「財団」といいます)は、「公共情報コモンズサービス利用規約」(以下「サービス規約」といいます)に基づき、災害等公共情報共有システムの実用化に向けた「公共情報コモンズサービス」(以下「本サービス」といいます)を提供します。</p> <p>2 サービス規約は、「<u>Lアラート基本要綱</u>」を基本原則として本サービスを利用するにあたっての規約を定めるものとします。またサービス規約の解釈および運用において必要な細部の事項は次の各号に掲げる細則(以下「細則」といいます)として別に定めるものとします。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 サービス規約および前条に定める細則では以下の用語を使用します。</p> <p>(1) <u>災害等公共情報</u> <u>災害関連情報をはじめとした公共性の高い情報。</u> <u>(1-2) 災害等公共情報共有システム</u></p>	<p>公共情報コモンズ®サービス利用規約</p> <p><u>平成 26 年 12 月 1 日改正 第 1.4 版</u></p> <p>「公共情報コモンズ」は一般財団法人マルチメディア振興センターの登録商標です。(登録第 5 3 4 8 9 6 9 号)</p> <p>第 1 章 総則 (サービス規約の適用)</p> <p>第 1 条 一般財団法人マルチメディア振興センター(以下「財団」といいます)は、「公共情報コモンズサービス利用規約」(以下「サービス規約」といいます)に基づき、公共情報共有基盤の実用化に向けた「公共情報コモンズサービス」(以下「本サービス」といいます)を提供します。</p> <p>2 サービス規約は、「<u>公共情報共有基盤基本要綱</u>」を基本原則として本サービスを利用するにあたっての規約を定めるものとします。またサービス規約の解釈および運用において必要な細部の事項は次の各号に掲げる細則(以下「細則」といいます)として別に定めるものとします。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 サービス規約および前条に定める細則では以下の用語を使用します。</p> <p>(1) <u>公共情報共有基盤</u> <u>地域住民に有用な公共情報を発信する者とそれを受信し地域住民に伝達する者との間の、効率的な公共情報の流通を実現するための基盤。</u></p>

<p><u>災害等公共情報を有する者と当該情報を広く地域の居住者、滞在者その他の者(以下「地域住民」という。)に伝達する手段を有する者がひとつの情報システムを共有することによって、両者の間での効率的な情報共有と多様な手段を活用した流通を実現する社会システムであり、情報インフラ。</u></p> <p><u>(1-3) Lアラート</u></p> <p><u>災害等公共情報について、第4項に定める情報発信者と第5項に定める情報伝達者の間での効率的な情報共有と流通を実現する、社会システム及び情報インフラの総称。</u></p> <p>(2) 公共情報コモンズ 財団が実施する <u>Lアラート</u> のサービス名称。</p> <p>(3) 公共情報コモンズサービス 財団が公共情報コモンズにおいて提供するサービスの名称。</p> <p>(4) 情報発信者 <u>災害等公共情報を保有し、Lアラートに向けてその情報を発信する者。地方公共団体、災害等公共情報を発信する官公庁、団体、公共サービスを提供する民間事業者など。</u></p> <p>(5) 情報伝達者 公共情報コモンズから得た <u>災害等公共情報</u> を広く地域住民に向けて伝達・提供することを目的とした行為(以下「情報伝達」という。)を行う者。</p> <p><u>(5-2) 特定情報伝達者</u> <u>情報伝達者のうち、災害等公共情報を集約、編集するなどして一定の付加価値を加え、情報伝達を行う放送事業者、新聞社その他のマスメディア関連の事業者。</u></p> <p><u>(5-3) 一般情報伝達者</u> <u>特定情報伝達者以外の情報伝達者。ポータル事業者、デジタルサイネージ事業者など。</u></p> <p>(6) <u>削除</u></p>	<p>(2) 公共情報コモンズ 財団が実施する <u>公共情報共有基盤</u> のサービス名称。</p> <p>(3) 公共情報コモンズサービス (同左)</p> <p>(4) 情報発信者 <u>公共性の高い情報を保有し、公共情報共有基盤に向けてその情報を発信する者。地方公共団体、公共性のある情報を発信する官公庁、団体、公共サービスを提供する民間事業者など。</u></p> <p>(5) 情報伝達者 公共情報コモンズから得た <u>公共情報</u> を広く地域住民に向けて伝達・提供する者。 <u>放送、新聞などのマスメディア関連の事業者、通信事業者など。</u></p> <p>(6) <u>中間伝達者</u></p>
---	--

<p>(7) サービス利用者 本サービスを利用する、情報発信者及び情報伝達者の総称。</p> <p>(8) 特別利用者 情報発信者及び情報伝達者には該当しないが、公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点から公共情報コモンズから得た災害等公共情報を利用することを認められた者。官公庁、研究機関、<u>防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体</u>など。</p> <p>(8-2) 協力事業者 他のサービス利用者等に対して、本サービスの普及への貢献の観点から本サービス用設備等の一部の利用を財団から認められた者。</p> <p><u>(8-2-1) 特定協力事業者</u> <u>協力事業者のうち、情報伝達者からの委託を受けて、公共情報コモンズから得た災害等公共情報を集約、編集するなどして一定の付加価値を加え、当該情報伝達者に提供する者。ケーブルテレビ運営統括会社など。</u></p> <p><u>(8-2-2) 一般協力事業者</u> <u>協力事業者のうち、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、特定協力事業者以外の者。システム関連事業者など。</u></p> <p>(9) ～ (19) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>第2章 契約の締結等 (利用契約の締結等)</p>	<p><u>公共情報コモンズから得た公共情報を集約、編集するなどして一定の付加価値を加え、情報伝達者に提供する者。コンテンツ関連事業者など。</u></p> <p>(7) サービス利用者 本サービスを利用する、情報発信者、<u>中間伝達者</u>、情報伝達者の総称。</p> <p>(8) 特別利用者 情報発信者、<u>中間伝達者</u>、情報伝達者には該当しないが、公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点から公共情報コモンズ<u>の</u>情報を利用することを認められた者。官公庁、研究機関など。</p> <p>(8-2) 協力事業者 他のサービス利用者等に対して、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、本サービスの普及への貢献の観点から本サービス用設備等の一部の利用を財団から認められた者。<u>システム関連事業者など。</u></p> <p>(9) ～ (19) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>第2章 契約の締結等 (利用契約の締結等)</p> <p>第9条 本サービスの利用を希望する者（特別利用者及び協力事業者としての利</p>
--	---

<p>第9条 本サービスの利用を希望する者（特別利用者及び協力事業者としての利用を希望する者を含みます。）は財団と所定の手続きによる利用契約を締結するものとします。利用契約は、本サービスの利用申込者（利用継続申込者を含む。以下、同じ。）が、財団所定の利用申込書又は第14条の2に定める利用継続申込書を財団に提出し、財団がこれに対し第11条に定める利用資格審査を行い、財団所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約等の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、財団は、本サービスの利用申込者が利用規約等の内容を承諾しているものとみなします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用責任者及び技術担当者)</p> <p>第9条の2 サービス利用者等は、本サービスの利用に関する利用責任者及び技術担当者をあらかじめ定めた上、財団所定の利用申込書又は第14条の2に定める利用継続申込書に記載して財団へ通知するものとする。本サービスの利用に関する財団との連絡・確認等は、原則として技術的な内容については技術担当者を通じ、それ以外の内容については利用責任者を通じて行うものとします。</p> <p>2 サービス利用者等は、利用申込書に記載した利用責任者又は技術担当者に変更が生じた場合、財団に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。サービス利用者等が当該通知を怠ったことにより生じた不利益について、財団はいかなる責任も負わないものとします。</p> <p>(サービス利用者等の公開)</p> <p>第10条 財団は公共情報コモンズの普及促進等を目的として、本サービスの利用契約を締結したサービス利用者等の名称及び利用状況を一般に公開<u>します。</u></p>	<p>用を希望する者を含みます。)は財団と所定の手続きによる利用契約を締結するものとします。利用契約は、本サービスの利用申込者が、財団所定の利用申込書を財団に提出し、財団がこれに対し財団所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約等の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、財団は、本サービスの利用申込者が利用規約等の内容を承諾しているものとみなします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用責任者)</p> <p>第30条 サービス利用者等は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、所定の利用申込書に記載して財団へ通知するものと<u>し、</u>本サービスの利用に関する財団との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。</p> <p>2 サービス利用者等は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、財団に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。サービス利用者等が当該通知を怠ったことにより生じた不利益について、財団はいかなる責任も負わないものとします。</p> <p>(サービス利用者等の公開)</p> <p>第10条 財団は公共情報コモンズの普及促進等を目的として、本サービスの利用契約を締結したサービス利用者等の名称及び利用状況を一般に公開<u>することが</u> <u>できます。</u></p>
--	---

<p>(本サービスの利用資格審査)</p> <p>第 11 条 サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別（情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者又は協力事業者のいずれか）に従い、財団はその所定の利用申込書又は第 14 条の 2 に定める利用継続申込書の別紙「公共情報コモンズサービス 利用資格審査規準」に基づく書面審査を行うほか、一般情報伝達者、特別利用者及び協力事業者については、必要に応じ対面審査を実施するものとします。</p> <p>2 利用申込者が複数のサービス利用者等の種別の認定を希望する場合、当該利用申込者は各サービス利用者等の種別ごとに、本サービスの利用の申込、利用資格認定、利用契約締結を要するものとします。なお同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはできません。</p> <p>3 本サービスの利用資格審査の標準処理期限は、財団が利用申込書又は利用継続申込書を受領した日から 1 か月又は 20 営業日のうち遅く到来した日とします。</p> <p>4 利用申込者が資格認定基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を拒否することができます。</p> <p>(利用変更申込書の提出)</p> <p>第 12 条 サービス利用者等は、その名称若しくは商号、所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者等にかかわる事項に変更のあるときは、財団の定める方法により変更実施日の 30 日前までに財団に利用変更申込書を提出するものとします。</p> <p>2 サービス利用者等が前項の利用変更申込書の提出を怠ったことにより、財団</p>	<p>(本サービスの利用資格審査)</p> <p>第 11 条 財団は利用契約の締結にあたって本サービスの利用申込者に対して、別紙「公共情報コモンズサービス 利用資格認定基準」に示すサービス利用資格認定基準（以下「資格認定基準」という。）に基づいてサービス利用資格認定を行います。利用申込者が資格認定基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を拒否することができます。</p> <p>2 利用申込者は申込の際にサービス利用者等の種別（情報発信者、情報伝達者、中間伝達者、特別利用者又は協力事業者のいずれか）を選択し、財団はサービス申込者の選択に従って資格認定基準に基づき審査するものとします。</p> <p>3 利用申込者が複数のサービス利用者等の種別の認定を希望する場合、当該利用申込者は各サービス利用者等の種別ごとに、本サービスの利用の申込、利用資格認定、利用契約締結を要するものとします。なお同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはできません。</p> <p>(変更通知)</p> <p>第 12 条 サービス利用者等は、その名称若しくは商号、所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者等にかかわる事項に変更のあるときは、財団の定める方法により変更実施日の 30 日前までに財団に通知するものとします。</p> <p>2 サービス利用者等が前項の通知を怠ったことにより、財団からの通知の不到達その他の事由による損害を被った場合であっても、財団は一切責任を負わないものとします。</p>
---	--

5

<p>からの通知の不到達その他の事由による損害を被った場合であっても、財団は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(一時的な中断および提供停止)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>(サービス及び利用契約の有効期間)</p> <p>第 14 条 財団は本サービスの提供を平成 23 年 6 月 13 日から開始し、情報発信者である地方公共団体又は特定情報伝達者と財団との間の利用契約については終了の期日を定めません。</p> <p>2 情報発信者（地方公共団体を除く。）と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。</p> <p>3 特定情報伝達者である特定協力事業者と財団との間の利用契約については終了の期日を定めません。</p> <p>4 一般情報伝達者又は協力事業者（特定情報伝達者である場合を除く。）と財団との間の利用契約については、その締結日の翌々年度の末日に終了するものとします。</p> <p>5 特別利用者（官公庁を除く。）と財団との間の利用契約については、その締結日の翌年度の末日に終了するものとします。</p> <p>6 官公庁である特別利用者（情報発信者である場合を除く。）と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。</p> <p>7 前六項にかかわらず、財団が本サービスを終了する場合、第 22 条（本サービスの運営体制）第 2 項に定める諮問機関と合議の上その期日を決定し、また必要十分な猶予期間を設けた上でサービス利用者等に通知するものとします。ただし、経営上その他やむを得ない事由がある場合には、財団は諮問機関との合議を</p>	<p>(一時的な中断および提供停止)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>(サービス提供期間)</p> <p>第 14 条 財団は本サービスの提供を平成 23 年 6 月 13 日から開始し、終了の期日は定めません。</p> <p>2 財団は本サービスを終了する場合、第 22 条（本サービスの運営体制）第 2 項に定める諮問機関と合議の上その期日を決定し、また必要十分な猶予期間を設けた上でサービス利用者等に通知するものとします。ただし、経営上その他やむを得ない事由がある場合には、財団は諮問機関との合議を経ることなく本サービスを終了することができるものとします。</p>
--	--

6

<p>経ることなく本サービスを終了することができるものとします。</p> <p><u>(利用継続申込書の提出)</u></p> <p><u>第 14 条の 2 サービス有効期間の定められたサービス利用者等であって、本サービスの継続利用を希望する事業者は、サービス有効期間の末日の 6 0 日前までに財団所定の利用継続申込書を提出するものとします。</u></p> <p>(サービス利用者等からの利用契約の解約)</p> <p>第 15 条 サービス利用者等は、解約希望日の 3 0 日前までに財団所定の<u>解約希望申請書を提出することにより</u>、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。</p> <p><u>2 財団は、第 16 条の 2 に規定された利用契約の終了に伴う手続きがすべて履行されたことを確認した上で、解約申請者に対し、利用契約の解約を承諾した旨の通知を行います。当該承諾の通知の発信をもって、当該利用契約が解約希望日に解約されることとなります。</u></p> <p>3 解約希望日の記載のない場合又は解約希望申請書が財団に到達した日から解約希望日までの期間が 3 0 日未満の場合、解約希望申請書の到着日より 3 0 日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。</p> <p>第 16 条～第 26 条 (略)</p> <p>第 3 章 サービス 第 17 条～第 24 条 (略)</p> <p>第 4 章 設備 第 25 条～第 26 条 (略)</p>	<p>(サービス利用者等からの利用契約の解約)</p> <p>第 15 条 サービス利用者等は、解約希望日の 3 0 日前までに財団が定める方法により財団に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が 3 0 日未満の場合、解約希望通知が財団に到達した日より 3 0 日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。</p> <p>第 16 条・第 16 条の 2 (略)</p> <p>第 3 章 サービス 第 17 条～第 24 条 (略)</p> <p>第 4 章 設備 第 25 条～第 26 条 (略)</p>
--	--

7

<p>(利用者設備)</p> <p>第 26 条の 2 サービス利用者等が利用者設備を設置する場合、当該利用者設備の本サービス用設備への接続は財団が定める条件を満たすものでなければなりません。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 利用者設備を設置して本サービスと接続しようとする者は、事前に財団所定の公共情報モブコム連携システム接続申請書を提出し、財団の承諾を得なければなりません。</u></p> <p>4 利用者設備の開発、改修等に関する費用、利用者設備を本サービスに接続するための工事、試験、設定変更等に関する費用(財団に発生する費用を含みます。)及び接続に要する通信費用はサービス利用者等が負担するものとします。財団に費用が発生した場合、財団は、サービス利用者等に対し当該費用を請求するものとします。</p> <p>(本サービス用設備等の障害等)</p> <p>第 27 条 財団は、本サービス用設備等について障害があることを知り、かつサービス上の影響が発生することを認識した場合、遅滞なくサービス利用者等にその旨を通知するものとします。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 財団は、<u>サービス利用者等の責により生じた</u>本サービス用設備等の修理又は復旧に要した費用の全部又は一部につき、<u>当該</u>サービス利用者等にその負担を求めることができるものとします。</p> <p>(本サービス用設備における責任分界)</p> <p>第 28 条 本サービス用設備における責任分界については次の通り定めます。</p>	<p>(利用者設備)</p> <p>第 26 条の 2 サービス利用者等が利用者設備を設置する場合、当該利用者設備の本サービス用設備への接続は財団が定める条件を満たすものでなければなりません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者設備の開発、改修等に関する費用、利用者設備を本サービスに接続するための工事、試験、設定変更等に関する費用(財団に発生する費用を含みます。)及び接続に要する通信費用はサービス利用者等が負担するものとします。財団に費用が発生した場合、財団は、サービス利用者等に対し当該費用を請求するものとします。</p> <p>(本サービス用設備等の障害等)</p> <p>第 27 条 財団は、本サービス用設備等について障害があることを知り、かつサービス上の影響が発生することを認識した場合、遅滞なくサービス利用者等にその旨を通知するものとします。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 財団は、本サービス用設備等の修理又は復旧に要した費用の全部又は一部につき、サービス利用者等にその負担を求めることができるものとします。</p> <p>(本サービス用設備における責任分界)</p> <p>第 28 条 本サービス用設備における責任分界については次の通り定めます。</p>
---	--

8

<p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) コモンズツール</p> <p>コモンズツールのソフトウェアの管理責任は財団にあるものとします。ただしコモンズツールの利用者は、これを自己の責任において使用するものとし、利用方法及び動作させる PC 環境に起因する問題については利用者自らが解決するものとし、コモンズツールの利用者が、その故障の事実及び解析に必要な情報を書面にて財団に報告を行った場合、財団は原因究明のための調査を行い、改善に努めるものとします。</p> <p>(6) LGWAN および LGWAN 関連設備</p> <p>全国ノード、利用者設置ノードが接続する LGWAN およびその関連設備の管理責任についてはその運営者である <u>地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)</u> の規定によるものとし、財団にその管理責任はありません。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第 5 章 利用料金</p> <p>(本サービスの利用料金)</p> <p>第 29 条 本サービスの利用は原則として無料とします。ただし一部の付加的なサービス項目についてはそのサービス項目を利用するサービス利用者等に対して、通信料、器具備品購入費・利用料等の費用の全部又は一部の負担を求める<u>ことができます</u>ものとします。費用の負担は当該付加サービスの運営原資の確保を目的とし、収益を目的とはしません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 6 章 サービス利用者等の責務および権利等</p> <p><u>(サービス利用の開始)</u></p> <p><u>第 30 条 情報発信者はサービス利用の開始に先立ち、財団の指示に従い発信予定の</u></p>	<p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) コモンズツール</p> <p>コモンズツールのソフトウェアの管理責任は財団にあるものとします。ただしコモンズツールを動作させる PC 環境に起因する問題についてはこの限りではありません。</p> <p>(6) LGWAN および LGWAN 関連設備</p> <p>全国ノード、利用者設置ノードが接続する LGWAN およびその関連設備の管理責任についてはその運営者である <u>財団法人地方自治情報センター (LASDEC)</u> の規定によるものとし、財団にその管理責任はありません。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第 5 章 利用料金</p> <p>(本サービスの利用料金)</p> <p>第 29 条 本サービスの利用は原則として無料とします。ただし一部の付加的なサービス項目についてはそのサービス項目を利用するサービス利用者等に対して、通信料、器具備品購入費・利用料等の費用の全部又は一部の負担を求める<u>場合があります</u>。費用の負担は当該付加サービスの運営原資の確保を目的とし、収益を目的とはしません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 6 章 サービス利用者等の責務および権利等</p> <p><u>(利用責任者)</u></p> <p><u>第 30 条 サービス利用者等は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらか</u></p>
---	--

<p><u>全情報種別について財団が指定する情報発信検査に合格しなければなりません。</u></p> <p><u>2 システム連携(公共情報コモンズのノードシステムとサービス利用者等の側のシステムとを通信回線を通じて接続し、データの発信又は取得を行うことをいう。)を行う情報発信者、情報伝達者、協力事業者にあつては、サービス利用の開始に先立ち、財団が実施する適合検査に合格しなければなりません。</u></p> <p><u>3 本番情報(実業務を開始した情報発信者が Lアラートに向けて発信した災害等公共情報をいう。)の発信に先立ち、情報発信者は所定の書式により財団に通知しなければなりません。</u></p> <p><u>4 情報発信者は、運用開始後も定期的に発信訓練を実施するものとします。</u></p> <p>(情報発信者の責務)</p> <p>第 31 条 情報発信者は「<u>Lアラート基本要綱</u>」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”および第 4 条第 2 項“住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意し、本サービスにおいて情報を発信するにあたっては情報の内容の正確性を担保する責任を負うとともに、出来るだけ速やかに情報を発信するよう努めるものとします。</p> <p>2 情報発信者は情報を発信するにあたって、全ての購読者に対して公平性、中立性を保つこととします。</p> <p><u>3 情報発信者は、第 3 条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。</u></p> <p><u>4 本サービスが機能しない状況にあつては、多様な代替手段により災害等公共情報の発信を行うものとし、日ごろから訓練をするものとします。</u></p> <p><u>5 情報発信者は、誤った情報を発信した場合において速やかにその状況に応じて訂正情報もしくは取消情報を発信し、情報の修正を行うものとします。</u></p> <p>(情報発信者の権限)</p>	<p><u>じめ定めた上、所定の利用申込書に記載して財団へ通知するものとし、本サービスの利用に関する財団との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。</u></p> <p><u>2 サービス利用者等は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、財団に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。サービス利用者等が当該通知を怠ったことにより生じた不利益について、財団はいかなる責任も負わないものとします。</u></p> <p>(情報発信者の責務)</p> <p>第 31 条 情報発信者は「<u>公共情報共有基盤基本要綱</u>」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”および第 4 条第 2 項“住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意し、本サービスにおいて情報を発信するにあたっては情報の内容の正確性を担保する責任を負うとともに、出来るだけ速やかに情報を発信するよう努めるものとします。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(情報発信者の権限)</p>
---	--

<p>第 32 条 情報発信者は、本サービスにおいて自身の発する情報の購読者に関する情報を取得することができます。ただし、その取得は財団の提供する方法、あるいはその他の正当かつ合理的な方法によるものとし、購読者に不当な負担を強いることのないものとします。</p> <p>2 前項にいう購読者に関する情報には、購読者の個人情報含まないものとします。購読者の個人情報に関する取り扱いについては第 42 条（個人情報の取り扱い）に従うものとします。</p> <p><u>3 情報発信者が公共情報コモンズから得た災害等公共情報（当該情報発信者が公共情報コモンズに発信した情報を除く。）を自らの媒体を利用して伝達するには、当該情報発信者は情報伝達者としての利用申込書を財団に提出する必要があります。ただし、第 11 条の利用資格審査を要しないこととします。この場合、情報発信者は情報伝達者としての責務と権限の適用を受けます。</u></p> <p>（情報伝達者の責務）</p> <p>第 33 条 情報伝達者は「<u>Lアラート基本要綱</u>」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”および第 4 条第 2 項“住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意するとともに、本サービスにおいて受信した情報を地域住民に伝えるに際しては、<u>その社会的役割の重要性を常に認識し、</u>その内容を損なわず正確・適切に伝達することにおいて責任を負うものとします。</p> <p><u>2 情報伝達者は、第 3 条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。</u></p> <p>3 情報伝達者は、「<u>Lアラート基本要綱</u>」第 1 1 条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、公共情報コモンズから取得した情報を地域住民へ提供するに際しては、当該情報提供の対価を受けないものとします。ただし、当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体と</p>	<p>第 32 条 情報発信者は、本サービスにおいて自身の発する情報の購読者に関する情報を取得することができます。ただし、その取得は財団の提供する方法、あるいはその他の正当かつ合理的な方法によるものとし、購読者に不当な負担を強いることのないものとします。</p> <p>2 （同左）</p> <p>（情報伝達者の責務）</p> <p>第 33 条 情報伝達者は「<u>公共情報共有基盤基本要綱</u>」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”および第 4 条第 2 項“住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意し、本サービスにおいて受信した情報を地域住民に伝えるに際しては、その内容を損なわず正確・適切に伝達することにおいて責任を負うものとします。</p> <p><u>2 情報伝達者は情報を伝達するにあたって、その社会的役割の重要性を常に認識し、地域住民に真に有用な情報伝達に努めるものとします。</u></p> <p>3 情報伝達者は、「<u>公共情報共有基盤基本要綱</u>」第 1 1 条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、公共情報コモンズから取得した情報を地域住民へ提供するに際しては、当該情報提供の対価を受けないものとします。ただし、当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体と</p>
--	--

11

<p>しての対価は、この限りではありません。</p> <p><u>4 情報伝達者は、公共情報コモンズから得た災害等公共情報を適時かつ適切な方法により伝達するとともに、地域住民の視点に立って過剰な伝達とならないよう配慮することとします。</u></p> <p><u>5 情報伝達者は、公共情報コモンズから得た災害等公共情報が適切でないことを認識した場合、自らが伝達した情報の修正を行うこととします。</u></p> <p>（情報伝達者の権限）</p> <p>第 34 条 情報伝達者は、「<u>Lアラート基本要綱</u>」第 10 条にいうように、本サービスにおいて情報伝達者自身の判断に基づいて伝達すべき情報を選択、編集し、情報の形式を変換して、伝達することができます。</p> <p><u>第 35 条 削除</u></p>	<p>しての対価は、この限りではありません。</p> <p>（情報伝達者の権限）</p> <p>第 34 条 情報伝達者は、「<u>公共情報共有基盤基本要綱</u>」第 10 条にいうように、本サービスにおいて情報伝達者自身の判断に基づいて伝達すべき情報を選択、編集し、情報の形式を変換して、伝達することができます。</p> <p>（中間伝達者の責務）</p> <p><u>第 35 条 中間伝達者は「公共情報共有基盤基本要綱」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”および第 4 条第 2 項“住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意し、本サービスにおいて受信した情報を情報伝達者に伝えるに際しては、その内容を損なわず正確・適切に伝達することにおいて責任を負うものとします。</u></p> <p><u>2 中間伝達者は情報伝達者との連携業務を実施するにあたっては、本サービスが地域住民への公共情報の提供を目的とする社会的責務に留意し、営利性の追求のみを目的とせずその事業継続に十分配慮するよう努めることとします。</u></p> <p><u>3 中間伝達者は、「公共情報共有基盤基本要綱」第 1 1 条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、公共情報コモンズから取得した情報を情報伝達者へ提供するに際しては、当該情報提供の対価を受けないものとします。ただし、当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報</u></p>
---	--

12

<p><u>第36条 削除</u></p> <p>(特別利用者)</p> <p>第37条 サービス利用者に該当しないが公共的、公益的事業を行っており、また本サービスの情報を活用することでより一層当該事業の公共的、公益的効果が期待される組織、団体又は本サービスの普及に貢献すると認められる組織、団体に対しては「特別利用者」として本サービスの利用を認める場合があります。</p> <p>2 特別利用者の認定についてはサービス利用者と同様に、財団との利用契約および利用資格審査を経て行うものとします。</p> <p>3 特別利用者には、あらかじめ財団が承諾する範囲で本サービスからの情報取得を認めますが、情報発信については認めません。</p> <p><u>4 特別利用者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。</u></p> <p><u>5 特別利用者（官公庁を除く。）は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で財団に報告し、財団の確認を得るものとします。</u></p>	<p><u>を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(中間伝達者の権限)</u></p> <p><u>第36条 中間伝達者は、実施する情報編集および伝達を事業とすることにあたって、その対価をサービスの提供先である情報伝達者から得ることができるものとします。</u></p> <p><u>2 中間伝達者は、「公共情報共有基盤基本要綱」第10条にいうように、本サービスにおいて中間伝達者自身が伝達すべき情報を選択、編集し、情報の形式を変換して、伝達することができます。</u></p> <p>(特別利用者)</p> <p>第37条 サービス利用者 <u>(情報発信者、情報伝達者、中間伝達者)</u> に該当しないが公共的、公益的事業を行っており、また本サービスの情報を活用することでより一層当該事業の公共的、公益的効果が期待される組織、団体又は本サービスの普及に貢献すると認められる組織、団体に対しては「特別利用者」として本サービスの利用を認める場合があります。</p> <p>2 特別利用者の認定についてはサービス利用者と同様に、財団との利用契約および利用資格審査を経て行うものとします。</p> <p>3 特別利用者には、あらかじめ財団が承諾する範囲で本サービスからの情報取得を認めますが、情報発信については認めません。</p>
--	---

<p><u>6 官公庁である特別利用者は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、財団との協議において決定した形式で財団に報告するものとします。</u></p> <p><u>7 前六項に定めるもののほか、特別利用者が本サービスを利用することにあたって、特別の定めのない限り、利用規約等の適用についてはサービス利用者に準ずるものとします。</u></p> <p>(協力事業者)</p> <p>第37条の2 他のサービス利用者等に対し、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、本サービスの普及に貢献すると認められる組織、団体に対しては、「協力事業者」として本サービス用設備の一部の利用を認める場合があります。</p> <p>2 協力事業者の認定については、サービス利用者と同様に、財団との利用契約及び利用資格審査を経て行うものとします。<u>財団は、当該協力事業者を第2条に定める特定協力事業者又は一般協力事業者に指定することとします。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>6 特定協力事業者は、「Lアラート基本要綱」第11条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、情報伝達者からの委託を受けて、公共情報コモンズから得た災害等公共情報を当該情報伝達者へ提供するに際しては、当該情報の提供の対価を受けないものとします。ただし、当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価は、この限りではありません。</u></p> <p><u>7 協力事業者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。</u></p>	<p>4 特別利用者が本サービスを利用することにあたって、特別の定めのない限り、利用規約等の適用についてはサービス利用者に準ずるものとします。</p> <p>(協力事業者)</p> <p>第37条の2 他のサービス利用者等に対し、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、本サービスの普及に貢献すると認められる組織、団体に対しては、「協力事業者」として本サービス用設備の一部の利用を認める場合があります。</p> <p>2 協力事業者の認定については、サービス利用者と同様に、財団との利用契約及び利用資格審査を経て行うものとします。</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

<p><u>8 協力事業者は、サービス利用者等に利用者設備を販売又は提供した場合（特定協力事業者においては、公共情報コモンズから得た災害等公共情報を集約、編集するなどして一定の付加価値を加え、情報伝達者に提供した場合を含む。）に、遅滞なく財団に提供団体名を報告するものとします。</u></p> <p><u>9 協力事業者は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で財団に報告し、財団の確認を得るものとします。</u></p> <p>（購読情報の選択の自由）</p> <p>第 38 条 全てのサービス利用者は、全ての情報発信者が発信する情報を、購読者として選択し受信する権利を有します。</p> <p>2 本サービスにおいて付加サービスとして扱われる情報のうち全部又は一部の情報については、<u>前項にかかわらず</u>情報提供者に起因する事由等により受信者を制限することがあります。</p> <p>（サービス利用者等の設備設定・維持）</p> <p>第 39 条 サービス利用者等は以下の各号に示すうち、必要な設備を自己の責任によって設置し、維持・管理するものとします。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) コモンズ VPN 接続用設備、回線</u></p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>第 7 章 秘密情報等の取り扱い</p> <p>第 41 条・第 42 条 (略)</p>	<p>（購読情報の選択の自由）</p> <p>第 38 条 全てのサービス利用者は、全ての情報発信者が発信する情報を、購読者として選択し受信する権利を有します。</p> <p>2 本サービスにおいて付加サービスとして扱われる情報のうち全部又は一部の情報については、情報提供者に起因する事由により受信者を制限することがあります。</p> <p>（サービス利用者等の設備設定・維持）</p> <p>第 39 条 サービス利用者等は以下の各号に示すうち、必要な設備を自己の責任によって設置し、維持・管理するものとします。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>第 7 章 秘密情報等の取り扱い</p> <p>第 41 条・第 42 条 (略)</p>
---	---

<p>第 8 章 損害賠償等</p> <p>第 43 条・第 44 条 (略)</p>	<p>第 8 章 損害賠償等</p> <p>第 43 条・第 44 条 (略)</p>
---	---